

児童相談所の設置に向けた検討状況について

区では、子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施するため、児童相談所機能を含む(仮称)総合子どもセンターについて令和3年度(2021年度)の開設に向けた準備を進めている。

児童相談所設置に向けた検討状況について、以下のとおり報告する。

1 中野区における検討状況

(1) 人材確保・人材育成の取り組み

児童相談所の開設に向け、児童福祉司、児童心理司の任用資格を有する者を計画的に確保し、子ども家庭支援センターに配置している。また人材育成のため、児童相談所への職員派遣や研修の実施などにより、相談支援スキルの専門性強化を図っている。

| | 令和元年度 | 令和2年度(予定) | 令和3年度(予定) |
|-------|-------------|-------------|-----------|
| 児童福祉司 | 14人 (5人) | 17人 (6人) | 20人 |
| 児童心理司 | 7人 (3人) | 9人 (3人) | 10人 |

(カッコ内は児童相談所への派遣者数)

令和2年度(2020年度)以降、増員する職員について区役所本庁舎では十分なスペースを確保することが困難であることから、旧商工会館に仮事務所を整備することとした。令和2年(2020年)3月から(仮称)総合子どもセンター開設までの間、子ども家庭支援センターの事務のうち相談・支援等に関すること及び児童相談所の設置調整に関する事務について、仮事務所で事務を執り行う。

(2) (仮称)総合子どもセンターの整備

(仮称)総合子どもセンターについては、中野東中学校等複合施設の竣工時期を令和3年(2021年)9月17日と見込んでいる。竣工後、備品の整備等に必要な期間について調整の上、開設時期を決定する。

(3) (仮称)総合子どもセンター分室(一時保護施設)整備

(仮称)総合子どもセンター分室について、現在、基本設計・実施設計を策定中である。令和2年(2020年)3月までに基本設計・実施設計を完了し、令和2年度(2020年度)以降、建設工事に着手する。

(4) 児童相談所設置市事務

厚生労働省通知により、「児童相談所設置市においては、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認可、要保護児童の保護措置及び児童福祉法の適用がある少年について強制措置を必要とする時の家庭裁判所送致等の実施等を一貫して行うことが必要」とされている。

区児童相談所の設置に伴い都から区へ移管される事務（児童相談所設置市事務）に対応するため、令和元年（2019年）5月から庁内での調整を開始した。

今後、庁内の各所管と連携し、事務の精査及び準備を進めていく。

(5) 政令指定申請に向けた都との確認作業

令和3年度（2021年度）の児童相談所設置に向けた区の設置計画案について、令和元年（2019年）8月30日に都と第1回確認作業を行い、児童相談体制、人材確保・育成、施設整備、社会的養護等について意見交換を行った。今後、都との確認作業を2回程度行った後、令和2年度（2020年度）に厚生労働省へ政令指定申請を行う。

2 特別区における検討状況

「児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第77号及び第83号）」が公布され、令和2年（2020年）4月から世田谷区及び江戸川区が、7月から荒川区が児童相談所を設置することとなった。

今後、各区がそれぞれ開設に向けた準備を進めるとともに、平成30年（2018年）5月に設置された「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」において、都と特別区の間で社会的養護に係る事項を中心に広域的な連携に係る検討を進めていく。

3 国の動向

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和元年（2019年）6月26日に公布された。

改正法では、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないとされた。また、児童相談所の体制強化として医師及び保健師を配置すること、弁護士については配置またはこれに準ずる措置を行うものとする事や関係機関間の連携強化などが規定された。

区は改正法の趣旨を踏まえ、児童相談所の開設に向けて必要な措置を講じていく。

4 今後の検討スケジュール

令和元年度（2019年度）

- ・ 専門職の計画的配置・採用・育成、児童相談所への派遣研修継続
- ・ （仮称）総合子どもセンター分室基本設計・実施設計
- ・ 社会的養護（児童養護施設・里親等）の考え方と広域調整の検討
- ・ 児童相談所設置市事務実施体制の検討・整理
- ・ 国・東京都との協議
- ・ 仮事務所整備工事、移転

令和2年度（2020年度）

- ・ （仮称）総合子どもセンター分室工事
- ・ 児童相談所設置市の政令指定手続き、条例等例規整備

令和3年度（2021年度）

- ・ 児童相談所業務・ケースの引継、児童相談所設置市事務の引継
- ・ （仮称）総合子どもセンター開設（児童相談所機能含む）